

2018年7月18日

(株)ヤマハビジネスサポートが 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業に認定

－ 女性従業員が活躍する職場づくりへの積極的な取り組みが評価されました －

ヤマハグループのシェアードサービス事業を行う株式会社ヤマハビジネスサポート（代表取締役社長：渡邊英樹 以下、同社）は、女性の活躍推進に関する取り組みが優良な企業に対して与えられる厚生労働大臣の認定制度において、最上位の「えるぼし」三段階目に認定されました。

「えるぼし」認定制度は、2016年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、女性の活躍推進に関する行動計画を策定し、その取り組みが優良な企業に対して厚生労働大臣が認定を与える制度です。「えるぼし」認定には基準*を満たす項目の数によって三つの段階が設定され、同社は全ての項目で基準を満たしていることから最上位の認定を取得しました。

*女性活躍の基準は、採用、継続就業、時間外労働、女性管理職比率、キャリアの整備の5項目。

なお、この認定制度における最上位の「えるぼし」三段階目の企業は、静岡県では6社のみです。また同社では、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく「くるみん」の認定も受けており、子育て世代の働きやすい環境づくりにも積極的に取り組んでいます。

<株式会社ヤマハビジネスサポート 代表取締役社長 渡邊 英樹のコメント>

「当社は、ヤマハグループの女性活躍をリードしていきたいと考えています。現在の管理職に占める女性社員の割合は36%ですが、引き続き、継続就業を支援する取り組みを強化するとともに、社内外の研修や他社との交流等を通し管理職候補となる中堅社員層に対する育成プログラム等を計画的に実施し、さらに、女性活躍推進をすすめていきます。」

■株式会社ヤマハビジネスサポートの概要

- ・本 社 浜松市中区中沢町 10-1
- ・設 立 1997年10月
- ・資 本 金 10百万円（ヤマハ株式会社100%出資）
- ・事業内容 ヤマハグループの管理業務、福利厚生、事業支援等を担う総合シェアードサービス事業



「えるぼし」認定マーク

この件に関するお問い合わせ先

ヤマハ株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 メディアリレーショングループ TEL : 053-460-2210